

令和5年度 こどもエコライフチャレンジ推進事業の 受託候補者選定に係る募集要項

■ 応募書類の提出期限

令和5年3月15日（水）午後5時まで

提出時間は、平日の午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く）

*応募書類は、直接持参又は郵送により提出すること。なお、直接持参する場合は事前に担当者に連絡すること。

■ 問合せ先及び書類提出先

京都市環境政策局地球温暖化対策室（担当：嶋津、亀井）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（京都市役所 本庁舎 1階）

TEL: 075-222-4555 FAX: 075-211-9286

※ 当該業務委託に係る予算案は、2月市会に提案中であり、予算審議の状況によっては、内容の変更又は契約の締結ができない場合があります。

1 事業趣旨

本市では、次代を担う子ども達が地球温暖化問題について自ら考え、体験することを通して環境保全の意義、地球温暖化対策の必要性等を学ぶことができる「こどもエコライフチャレンジ推進事業」（以下「本事業」という。）を平成17年度から実施し、平成22年度からは、全市立小学校（令和4年度対象：158校）で実施している。本事業は、子どもの視点からライフスタイルを見直すとともに、家族ぐるみで地球温暖化防止に向けた取組を実践することにより、CO₂排出量の削減を図ることを目的としている。

本事業の更なる充実を図るために、環境教育事業に関して優れた企画運営能力を有する事業者を対象に、プロポーザル方式による本事業の受託候補者の募集を行う。

2 受託業務の内容（詳細は別紙「こどもエコライフチャレンジ推進事業に関する仕様書」のとおり）

- (1) 冊子「こどもエコライフチャレンジ」（以下「冊子」という。）の作成
- (2) 学習用動画・マニュアルの作成
- (3) エコライフ診断書（以下「診断書」という。）の作成
- (4) システムの改修（更新及び試行実施含む）及び全校実施
- (5) 紙版診断書の作成及び配達
- (6) 小学校への対応
- (7) 運営会議の開催
- (8) 実績報告書等の作成
- (9) 私立小学校への対応
- (10) 京都市の脱炭素先行地域における特別授業への対応

3 応募資格

本業務への応募者は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていること又は京都市競争入札取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 参加申請手続期限から受託候補者選定結果の通知の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する京都市内の中小企業、又は、京都市内に主たる事務所を有する団体等であること。
- (4) 過去5年以内に環境学習教育の業務を行った実績を有していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしたものにあっては更生計画の認可がなされていないもの又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしたものにあっては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

4 応募手続等

(1) 提出書類

ア 企画提案書

4ページの「5 選定方法 (2) 審査項目」を理解したうえで、以下の項目について、具体的な内容を記載すること。(A4用紙に10枚以内、様式は自由、図や写真等の挿入可)

- ・ 事業責任者の地球温暖化対策を実施した実績
- ・ 児童を対象とした環境教育を実施した業務実績（直近3年間）
- ・ 児童に配布する冊子の作成に携わる体制及び職員数
- ・ 動画・マニュアルの作成に携わる体制及び職員数
- ・ 診断書の作成に携わる体制及び職員数
- ・ システム利用に係る学校現場向けのサポート体制
- ・ 実施体制の改善及び不具合等への対応
- ・ 冊子、学習用動画・マニュアル、システム運用ガイド動画・マニュアル及び診断書の作成における内容提案
- ・ システムのセキュリティ対策について
- ・ 提案内容等のセールスポイント
- ・ 再委託を予定している場合は、委託内容、委託先、委託期間、委託金額

イ 見積書

項目ごとに人件費、直接経費等を算出するなど、積算の内訳が把握できるようにすること。企画書に記載する内容を踏まえて、本件業務に係る見積書とその内訳(様式不問)を1通提出すること。見積金額は、12,597千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を全体経費の上限価格とする。見積金額が上限価格を超えている場合は、失格とする。

ウ 参加資格を証明する書類（本市の競争入札参加有資格者でない者のみ）

本市の競争入札参加有資格者でない者は、以下の書類を提出すること。

- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明） ※1
- ・ 印鑑証明書 ※1
- ・ 納税証明書（国税等） ※1
- ・ 納税証明書（京都市税） ※1 ※3
- ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料） ※2 ※3
- ・ 誓約書 ※2

※1 申請日前3箇月以内に発行のもの、原本（写し不可）

※1、2 京都市入札情報館に詳細及び様式を掲載しているため、必ず参照すること。

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/wto03/sanka03wto.htm>

※3 納税証明書（京都市税）及び調査同意書（水道料金・下水道使用料）については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。

エ その他の書類

- ・ これからの1000年を紡ぐ企業認定や、環境マネジメントシステム（ISO14001やKES等）の認証を受けている場合は、それを証する書類の写し

(2) 提出期限

令和5年3月15日（水）午後5時

(3) 提出先、提出方法及び受付時間

提出先 京都市環境政策局地球温暖化対策室（担当 嶋津、亀井）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（京都市役所 本庁舎1階）

提出方法 直接持参又は郵送

※ 直接持参する場合は事前に担当者に連絡すること。

受付時間 平日午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）

(4) 提出部数

8部（見積書は正本1部を作成し、企画提案書には写しを添付すること。）

※ 提出された書類は、選定審査事務以外の目的には使用しない。また、提出された書類は返却しないので、必ず写しを取ること。

(5) 問い合わせ

募集内容に関する問い合わせは、令和5年3月9日（木）午後5時まで受け付ける。

5 選定方法

(1) 審査

提出された企画提案書及びヒアリングに基づき、こどもエコライフチャレンジ推進事業受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において、応募者の事業実施能力を審査し、受託候補者及び次点者を選定する。

(2) 審査項目

ア 実施体制

- (ア) 統括業務窓口の所在地、事業所規模、営業年数、地球温暖化対策を実施した経験を持つ事業責任者の有無、SDGsに資する取組の認証状況
- (イ) 児童を対象とした環境教育に携わる運営職員の配置
- (ウ) 冊子「こどもエコライフチャレンジ」の作成体制及び能力
- (エ) 学習用及びシステム運用ガイド動画・マニュアルの作成体制及び能力
- (オ) エコライフ診断書の作成に携わる体制及び人員の配置
- (カ) システム利用に係る学校現場向けのサポート体制
- (キ) 各小学校との連絡体制及び対応能力
- (ク) 実施体制の改善及び不具合等への対応

イ 業務実績

- (ア) 同等又は類似業務の事業実績、内容
- (イ) 冊子「こどもエコライフチャレンジ」と同等又は類似するワークブックを作成

した実績、内容

- (ア) 学習用動画・マニュアルと同等又は類似する動画を作成した実績、内容

ウ 企画提案力

- (ア) 業務の内容を理解した企画提案であるか。
- (イ) 責任者、運営スタッフのスキルアップについて
- (ウ) 冊子「こどもエコライフチャレンジ」の内容について
- (エ) 学習用動画・マニュアルの内容について
- (オ) システム運用ガイド動画・マニュアルの内容について
- (カ) エコライフ診断書の内容について
- (キ) エコライフ診断書電子化システムの内容について（特にセキュリティ対策について）

エ 見積金額

(3) 企画提案書の無効

受託候補者決定までに、次に掲げる事項に該当したときは、その者が提出した企画提案書を無効とし、選定の対象外とする。

ア 2ページの「3 応募資格」を有しない者が企画提案書を提出した場合

イ 企画提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

ウ 企画提案書に記載された担当者等が、契約締結後に当該業務に従事できない場合
(ただし、止むを得ない事情が認められた場合はこの限りではない。)

エ 企画提案書に記載された見積金額が、契約予定額を超えた場合

オ 受託候補者が選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

6 スケジュール

(1) 応募期間

募集開始の日から令和5年3月15日（水）午後5時まで

(2) ヒアリング

令和5年3月17日（金）に実施予定

時間、場所等の詳細については、応募期間終了後速やかに通知する。

なお、応募多数の場合、企画提案書を用いてヒアリング対象となる事業者の選考を行う場合がある。ヒアリングに参加しなかった者、又は指定の時間に10分以上遅刻した者の企画提案書は、選定の対象外となる。

(3) 受託候補者の決定

令和5年3月24日（金）を予定

(4) 選定結果の通知

ア 受託候補者の決定後、応募者に対して、すみやかに選定結果を書面で通知する。

イ 通知内容に疑義があり、理由の説明を求める場合は、審査結果の通知が届いてから1週間以内に書面で、地球温暖化対策室まで提出すること。

(5) 選定結果の公表

受託候補者の選定後に、選定の結果、参加者及び評価点その他の受託候補者を選定した理由が分かる情報を京都市情報館のホームページにおいて公表する。

7 委託契約

(1) 契約時期

令和5年4月

受託候補者と協議のうえ、業務委託内容を決定し、委託契約を締結する。

なお、受託候補者との協議が不調に終わった場合には、次点者と協議を行う。

(2) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(3) 契約予定額

12,597千円を限度とする（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

(4) 提出物

実績報告書

（2ページ「2 受託業務の内容 (8) 実績報告書等の作成」に掲げる内容とする。）

※ 提出物について

「実績報告書」については、電子データを保存した電子媒体（CD-R または DVD-R）を1部と原紙3部を提出すること。

8 その他

(1) 全ての提出書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 令和4年度に構築したシステムについては、応募者の求めに応じて必要な情報を開示する。

(3) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出には応じない。

(5) 令和5年度当該業務委託に係る予算案は、令和5年2月市会に提案中であり、予算審議の状況によっては、内容の変更又は契約の締結ができない場合がある。